

徳島県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第七項で準用する同法
第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に
供する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

黒地地区

二 縦覧期間

令和四年六月十日から

令和四年七月七日まで

三 縦覧場所

小松島市役所及び阿南市役所